

二、一週間皆勤半日分支給

三、三大節は公休とす一日分支給

四、五時並に兵隊検査一日分支給

五、定期昇給確定すること

六、夜業の時間は一八時間を以て一日分と定むる事

七、夜業七時より九時迄五割増、九時より十二時迄は二割増

八、保護工は定時より七時迄五割増、七時より九時迄は十割増

九、其他一般は左の通り

三時以上

二割増

三時以下

三割増

二時以下

四割増

一時以下

五割増

一時迄

◎回谷事項

一、九、十西月ニ決り従来ノ横例ニ依り左ノ通り増給ヲ行フコト

イ、第一次九月分ヨリ九月上半旬昇給

ロ、第二次十月分ヨリ九月下旬昇給

昇給率ハ平均一人當り金十錢トシ、亦最高十五、最低十トシテ

詮衡、上支給スル事

二、夜間四時間ヲ越ヘタル時間ニ對シ現規定ノ外特別手当トシテ五割

ヲ給スル事

三、衛生設備ニ関シテハ順次相當ノ改善ヲナスコト

四、皆勤手当ハ半々月ニ付十一日分支給、但し遅刻一回ソ忽ムル事

現規定五十一奈第一項第二項ノ除外例ハ削除ス

五、定時休業日トシテ左ノ三大節ヲ加フ

紀元節、神武天皇祭、天長節祝日、但し日給ハ支給セズ